

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和3年12月22日・東京都規則第321号

1 概要

(1) 改正理由

大気環境の更なる改善及び温室効果ガス排出量の削減に向け、自動車に起因する環境への負荷低減の観点から、環境性能の高い自動車の普及を加速させるため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定中、低公害・低燃費車の導入義務に係る規定を改めることに伴い、低公害・低燃費車に係る規定を改める。

その他法令改正を反映させるための軽微な規定整備を行う

(2) 改正内容

ア 規則第17条第3項に定める、特定低公害・低燃費車の導入義務率を15%から30%に改める。ただし、施行の日から令和9年3月30日までの間は、30%を15%と読み替えて適用する。

また、規則第17条第4項において導入義務の対象となる乗用車を、同条第5項において乗用車の導入義務率を20%と、新たに規定する。ただし、施行の日から令和9年3月30日までの間は、20%を別に定める割合と読み替えて適用する。

イ 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和2年環境省令第25号）の施行に伴い、規則別記第35号様式において引用する条文の条ずれに関する規定整備を行う。

2 施行日

令和4年4月1日

3 問合せ先

環境局環境改善部自動車環境課

直通 03-5388-3497